

白馬村子ども・子育て会議設置要綱

平成26年 2 月12日
白馬村告示第68号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に掲げる事務を処理するため、白馬村子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 白馬村子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による村民
- (6) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）及び特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和32年白馬村条例第16号）に定めるところにより支給する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。